

	質問	回答
1	すでに対策(購入、工事)を行ったが補助の対象となるか	令和7年8月以降に対策し、要件に当てはまれば対象となる場合があるので、一度ご相談ください。
2	対象となる浸水対策以外の対策は対象となるのか	対象となる浸水対策以外でも、対象となる場合がありますので、一度ご相談ください。
3	マンションのエントランスへ浸水対策を考えているが、対象となるか	対象となります。マンション管理組合などの代表の方が申請してください。
4	補助を受けられるのは一回限りか	対象となる浸水対策のうち、それぞれ一回までとなります。 対象となる場合:止水板設置を行った後、室外機のかさ上げを行う 対象とならない場合:駐車場のかさ上げを行った後、さらにかさ上げを行う
5	新築もしくは建て替えを考えており、家屋基礎のかさ上げ工事は対象となるか	対象となりません。
6	止水板を自作したもの、自分で工事したものは対象となるか	対象となりません。
7	住居と事業所が一体となっている(併用住宅の)場合、補助額はどうなるのか	申請は所有者単位と考えますので、補助上限額は50万円となります。
8	複数の家屋を所有しており、それぞれに浸水対策を行った場合、補助上限額の考え方はどうなるか。	申請は所有者単位と考えますので、複数の家屋を所有していても補助上限額50万円となります。
9	浸水対策後、家屋の売買を考えているが、対象となるか。	空き家または空きテナント、売買を目的とした家屋の場合は補助対象となりません。